

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

おしらせ

第 109 号

2015. 2. 13 発行

TEL 019-622-1038

FAX 019-622-1056

保険料率の改定について

- ◆ 協会けんぽ、雇用保険、労災保険の保険料率は、下記のとおりとなる見通しです。

《健康保険》

平成 27 年度の健康保険料率及び介護保険料率は、下記の通り改定される見通しです（今後、厚生労働省の認可手続等があり、まだ正式決定ではありません）。なお、平成 27 年度政府予算案の編成遅れのため例年より 1 カ月遅れの 4 月分（5 月納付分）からの改定となる見通しです。

保険料率改定に合わせ事業所様にお送りしている「保険料通知」は、4 月下旬の発送を予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。

	現行	平成 27 年 4 月～
岩手県保険料率	9.93%	9.97%
改定幅	—	+0.04%

	現行	平成 27 年 4 月～
介護保険料率	1.72%	1.58%
改定幅	—	-0.14%

《雇用保険》

平成 27 年度の雇用保険料率は据え置きの見通しです。

【参考：平成 26 年度保険料率】

・一般の事業 1.35% ・農林水産、清酒製造の事業 1.55% ・建設の事業 1.65%

《労災保険》

全 54 業種平均で 0.1/1000 引下げ（4.8/1000 → 4.7/1000）となる予定です。

全業種中、引下げとなるのが 23 業種（清掃業、建築事業、採石業など）、引上げとなるのが 8 業種（農業、警備業、鋳物業など）となっています。

パート労働法の改正に対応した「雇用契約書」の作成を

- ◆ 改正パート労働法が平成 27 年 4 月 1 日から施行されます（詳細別紙）。パートタイム労働者の「雇用管理の改善等に係る相談窓口」が雇入れ時の文書交付等による明示事項に追加されるなどの改正があり、パートタイム労働者の「雇用契約書」や「雇入通知書」の見直しが必要になります。別紙「雇用契約書」のひながたをお送りいたしますので、ご確認下さい。
- なお、パートタイム労働者との契約が有期雇用の場合には、労働契約法改正による無期転換ルール（平成 25 年 4 月 1 日施行）を考慮した契約更新回数の上限定定なども合わせてご検討下さい。

健康保険被扶養者異動手続きに関するフローチャートを作成しました

- ◆ 従業員さんの資格取得時や、その家族の方の離職、収入減等に伴う健康保険被扶養者異動手続きに関しましては、ケースごとに添付書類や確認書類が異なり複雑なため、従来、ご用意いただく書類等を口頭にてお伝えしていましたが、別紙のフローチャートを作成しましたので、今後、ご活用下さい。（協会けんぽ以外の健康保険組合等につきましては、確認書類が異なる場合があります）

